

レイシズムを罰する？

——反人種差別法の運用と司法のバイアス——

アブデラリ・アジャット

菊池 恵介 訳

このたびは同志社大学にお招きいただき、ありがとうございます。「レイシズムを罰する」というテーマは、私にとって大切な主題です。この問題について皆さんと議論する機会をいただけたことをたいへん嬉しく思います。

この数年来、私は社会学の観点から人種差別の問題、特にフランスにおけるイスラムフォビアの問題に取り組んできましたが、同時に、差別の撤廃を目指す公共政策についても研究してきました。とくに公共政策は、以下の4つの分野にわけられます。一つ目は、学校などにおける反差別教育。二つ目は、マイノリティに教育機会や雇用機会を保障するポジティブ・アクション、あるいはアファーマティブ・アクション。三つ目は、人種差別が引き起こしてきた被害を、象徴的または金銭的に償う補償政策。そして四つ目は、人種差別を処罰する刑事政策です。

本日の講演では、四つ目の刑事政策、とくに人種差別を処罰するための法の整備

と、その運用上の課題に焦点を当てます。人種差別を取り締まるためには、条約を定める国際連合や欧州連合などの国際機関、法案を可決する政治家や議員、法を執行する行政や司法、裁判を支援する反差別団体や弁護士、当事者である被害者と加害者など、多様なアクターの関与が必要となります。

以下では、次の三つの問いに答えていきます。

1) 人種差別を罰する法律は、西洋においてどのように形成されたのか？欧州諸国における反差別法の形成過程と、国による違いを振り返っていきます。

2) 人種差別は、どのくらい広がっているのか？フランスにおける人種差別の実態をフランス国立統計経済研究所（以下、INSEE）のデータ（生活環境と司法）に基づいて概観します。

3) 反差別法はどのように運用されているのか？ここでは人種差別事件に対するフランスの警察と司法の対応を、私が実施し

た調査（後述する「言葉と行為」調査）に基づいて検証していきます。

第一節 欧州における反差別法の生成と形態

第二次大戦後、UNESCO（国連教育科学文化機関）は、ナチスのユダヤ人絶滅政策を招いた人種概念を再検討する作業を開始しました。世界中から研究者が招集され、さまざまな会議を経て、一連の報告書や宣言が起草されました。それらの作業を通じて、人種概念は生物学的根拠のない似非概念として科学性を否定されました。こうして1965年12月21日に国連の「人種差別撤廃条約」（正式名称：「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」）が誕生します。そこでは、レイシズムを「人種と人種間のヒエラルキーの存在を信じ、差別（すなわち、日常生活における不平等な扱いや資源への不平等なアクセス）を正当化するイデオロギー」と定義した上で、国際刑事司法と国内法の整備を通じて撤廃することが目標として掲げられました。その際、レイシズムの対象には、狭義の人種差別だけではなく、国籍、宗教、肌の色などのさまざまな基準に基づく差別が広く含まれることになりました。

しかし、国連の「人種差別撤廃条約」の成立と、加盟国による批准の間には大きな時間の隔たりがありました。当時、加盟国の中で最も先駆的だった国がイギリスで

す。人種差別撤廃条約が成立した1965年に、ただちに国内法を整備し、「人種関係法」を可決しました。ちなみにイギリスは「制度的レイシズム」を早期に認めた点でも先駆的な国でした。「制度的レイシズム」とは、個人による意識的な差別ではなく、集団による無意識の差別を意味します。それが広く認識されるきっかけとなったのが、ステファン・ローレンス事件を調査した1999年のマクファーソン報告でした。1993年、（当時18歳だった黒人の）ローレンス青年が、ロンドン郊外のバス停で極右団体のメンバーに襲われて殺害されたことをきっかけに、イギリスで反差別運動が高揚しました。しかし、警察の捜査の後、だれも逮捕も処罰もされなかったことから、マクファーソン判事を委員長とする調査委員会が設立されました。このマクファーソン報告の結果、ロンドン警察がまともに捜査を行わず、事件の解明に本腰を入れないまま、早々と捜査を打ち切っていたことが判明しました。そして、これほど杜撰な対応がまかり通る原因として、ロンドン警察を構造的に蝕む「制度的レイシズム」が批判の俎上に上がったのです。

他の西洋諸国において反差別法の整備が始まったのは、人種差別撤廃条約の成立後、だいぶ時間が経過してからです。とくにフランスの場合、1972年7月1日法を待たなければなりません。この法律は、人種差別発言、とくに侮辱や名誉毀損、そして人種憎悪を煽る発言を処罰する法律で

す。また、2003年2月3日には人種差別的な犯罪や違反行為、たとえば殺人や財産の侵害などを罰する「ルルーシュ法」が制定されました。ベルギーでは1981年7月30日に、これに類する法律が整備されました。アメリカの場合、州レベルではすでに反差別法がありましたが、連邦レベルでは1990年の「ヘイトクライム報告法」を待たなければなりません。これは全米の警察に対して、ヘイトクライムに関する情報を報告することを義務づけた法律です。欧州連合において決定的な役割を果たしたのは、2000年6月29日のEU指令でした。これにより、EU加盟国は、国内法において反差別法を整備することを求められると同時に、差別解消に向けて政府に助言を行う公的機関を設置することを義務づけられました。

このように全体の流れを俯瞰すると、人種差別の処罰へ向かう流れが見受けられますが、「レイシズム問題」のとらえ方や、それに対処する法的カテゴリーの面では、国によって大きな偏差があることも事実です。たとえば、アングロサクソン圏においては、「ヘイトクライム」や「ヘイトスピーチ」などの表現が示唆するように、「ヘイト（憎悪）」という言葉が使用されるのが特徴です。そこでは、人種イデオロギーや構造的レイシズムよりも、個人が他人に対して抱く憎悪感情を罰することに力点が置かれます。しかし、人種差別とは必ずしも憎悪を伴うものではなく、人種化された集

団に「善意をもって」振る舞うパターンナリスティックなレイシズムも存在します。「人種的憎悪」に注目するアングロサクソン圏のアプローチでは、そうした側面が見落とされがちです。

一方、フランスやベルギーなどのフランス語圏の国々では、それほど「憎悪」の概念は前面にでてきません。レイシズムは犯罪もしくは違反行為に対する量刑を重くするファクターとしてもっぱら考慮されます。たとえば、侮辱罪は、それ自体として存在する法的カテゴリーですが、「特定の民族や国籍、人種や宗教への帰属を理由」に侮辱がなされた場合、より刑罰が重くなるのです。反差別法では、民族、国籍、人種、宗教の四つのカテゴリーと紐づけられる形で、保護の対象となる集団が定められています。たしかにフランスでは「人種」という言葉を使うこと自体を、まるで人種差別を助長する行為であるかのように忌避する傾向が特にエリートの間で見られますが、法律の面では（保護されるカテゴリーの一つとして）立派に存在しているのです。

しかし、これらの保護されるカテゴリーの定義には矛盾も見られます。具体的には、法によって保護されるべきなのに保護されない集団と、保護の必要がないのに保護される集団が存在するのです。前者の代表がコルシカ人やアルキです。歴史的に見れば、コルシカはフランスに植民地化された地域で、コルシカ人の一部はいまも「民族」としての地位を要求し続けています。一方、

コルシカ人への差別意識がフランス社会に存在するのも事実です。しかし、フランス司法の観点では、コルシカ人をフランス人とは異なる民族や国民として認めることができないので、反差別法の保護の対象とは見做されないのです。

アルキ (Harki) とは、1954 年から 1962 年にかけてアルジェリアで起きた独立戦争の際、フランス軍の側で闘ったアルジェリア人軍属のことです。アルジェリアの独立後、フランスへの引き揚げ者となったアルキとその家族は裏切り者として差別的言動にさらされ、何世代にもわたってスティグマを負わされてきましたが、反差別法の保護の対象には含まれません。フランス司法の観点では、アルキたちが、特定の民族、国民、人種、宗教集団を形成しているとは認識されないからです。このようにアルキたちのケースも、社会学的には従属的な地位におかれ、人種化されているにもかかわらず、法的には保護の対象とはみなされない集団の一つだといえるでしょう。

逆に、社会学的には支配的な集団であるにもかかわらず、法的には保護の対象となる集団もあります。それが「フランス人差別 (racisme anti-francais)」と呼ばれる白人差別のケースです。白人のフランス人は、フランス社会のマジョリティを形成し、さまざまな特権を享受するポジションを占めています。また、他のマイノリティ集団に対する人種差別的言動の主要な担い手でもあります。それにもかかわらず、反差別法

においては、いわゆる「逆差別」の被害者として保護の対象となっているのです。この白人差別の事例は、社会における構造的な支配関係がいかに司法によってフラット化され、人種差別の現実とはかけ離れたアプローチが採用されているかを示す好例だと言えるでしょう。

第二節 人種差別の広がり

次に二つ目の問い (レイシズムはどの程度広がっているのか) を見ていきましょう。人種差別の処罰を分析する前に、まず、社会全体に偏在するレイシズムの「量」を把握しておく必要があります。レイシズムの広がりとは、この場合、一つまたは複数の形態の人種差別を経験した人々の割合を意味します。フランスでは、INSEE が「生活環境とセキュリティ」という調査結果を毎年発表しています。これは、侮辱から窃盗、暴力行為にいたるまで、あらゆる形態の非行を集計したものです。これにより、2007 年から 2015 年にかけて記録された侮辱と、2012 年から 2015 年にかけて記録された脅迫と暴力行為に関するデータを入手することができます¹。

この統計にしたがえば、フランスの 14 歳以上の人口のうち、毎年 220 万人から 260 万人が脅迫の被害を受けていること、また過去二年間に 100 万人から 120 万人の人々が暴力の被害を受けたことが窺えます。そのうち「人種」を理由とする脅迫を

受けたのは人口の 0.36 %（毎年約 3 万 4000 人）、人種差別的な暴力を受けたのは人口の 0.15 %（毎年約 2 万人）にあたるということがわかります。

2007 年から 2015 年にかけて合計 631 万 7000 人（14 歳以上の人口の年平均 12.4 %）の人々が侮辱の被害を受けたと答えており、その割合はほぼ横ばい状態で推移しています。2008 年の 13.8 % がピークで、2012 年には 11.2 % に下がっています。侮辱を受けた人々のうち、14 %（すなわち、88 万 4000 人）が反ユダヤ主義や外国人嫌いなど、人種差別的な言動によるものだと申告しています。したがって、人種差別的発言による被害の割合は、人種差別的な脅迫や暴力の 16 倍におよぶことがわかります。

第三節 司法の対応

三つ目の問い（反差別法はどのように運用されているのか）は、人種差別行為に対する警察と司法の対応に関係します。ここでは、人種差別のごく一部しか罰せられない「フィルター効果」と私が呼んでいる現象が見受けられます。つまり、人種差別は社会で大量に行われているものの、最終的に加害者の処罰まで行き着くのは、きわめて小さな割合にとどまるのです。なぜでしょう。それは司法プロセスが「フィルター」の役割を果たしているからです。

最初のフィルターは、個人が人種差別を

経験し、警察や司法などの機関が調査に乗り出すまでの間に存在します。問題は、この最初のハードルが高いことです。まず、人種差別の被害者は、必ずしも自分が受けた被害を人種差別と認識するとは限りません。侮辱されたり、差別されたりしても、それらの経験を、経済的な不平等、セクシズム、単なるジョークなど、異なる解釈格子で受け止めるかもしれません。社会的事実を人種差別と受け止めるかどうかは、家庭の教育、政治意識のレベル、文化資本など、さまざまなファクターに規定されるのです。この最初のフィルターをくぐり抜け、2007 年から 2015 年の間に人種差別的な侮辱を受けたと回答した人々の数は、約 88 万 4 000 人に達します。

二つ目のフィルターは警察の壁です。人種差別を受けたと回答した人々のうち、警察署に足を運ぶ人々の割合は 8 %（約 7 万 720 人）にとどまります。つまり、人種差別の被害者の 92 % は警察や司法に訴えようとしません。その理由はさまざまなファクターによって説明できます。たとえば、被害者たちが警察に不信感や反感を抱いていること、裁判に訴えても勝訴できる見込みが低いのを知っていること、人種差別を「重要な出来事」とみなしていないことなどです。

次に、警察に被害を届けた人々（被害者全体の 8 %）のうち、証人喚問や近隣住民への聞き取りなどの司法手続きにつながる刑事告訴を行うのは 42 %（約 2 万 9702 人）

にとどまります。警察に赴いた他の44%（約3万1116人）は「被害届」（司法ファイルの作成を伴わない、単なる供述書）の提出にとどまります。さらに5%（約3536人）は落胆し、訴えを諦めます。これらのデータから見えてくるのは、警察こそ、逆説的にも人種差別の処罰化を目指す上で最大の壁になっていることです。

しかし、フィルタリングのプロセスは刑事告訴後も継続します。ここに立ち現れる三つ目のフィルターが検察庁の壁です。実際のところ、すべての刑事告訴が起訴手続きにいたるとは限りません。容疑者を起訴するには、十分な証拠を揃えたうえで、刑事裁判所に書類送検する必要があります。起訴にいたらない場合、（エラーや時効などの）形式的理由、もしくは（証拠不十分などの）実質的理由により、司法手続きは打ち切りとなります。実際のところ、人種差別関連の案件の70%から80%が起訴に至らず、打ち切られています。その理由として最も頻繁に見られるのが、「十分に立証されない、違反行為」という文言です。つまり、被害者が自分の受けた被害を人種差別と認識し、加害者を刑事告訴することにより、警察と検事による司法手続きが開始されるのですが、大半のケースでは、検察庁に「証拠不十分」と判断され、打ち切られるのです。実際、起訴にまでいたるのは、刑事告訴の案件の20%から30%（約7425人）にとどまります。

人種差別の認定を左右する司法のバイアス

ここまでの分析から、人種差別の認識をめぐって、被害者側と検察側の間に大きな乖離があることが見えてきます。したがって、次なる問題はこのズレをどのように説明するかです。私はこの問いに答えるため、「言葉と行為：人種差別事件に向き合うフランスの司法制度」と題する調査を実施しました²。フランスの三つの刑事裁判所で扱われた500件以上の人種差別関連の案件を量的調査および質的調査の方法に基づいて分析したものです。これらの未公開データを解析することで、検事の判断に影響を及ぼす、さまざまな要因を検討し、人種差別関連の案件がなぜ高い割合で棄却されるのかを検討しました。以下では、その分析結果を簡単にご紹介しましょう。

まず、検事の判断は、司法制度や国の政策に左右されます。たとえば、人種差別を認定する上で、イギリスの司法制度が優先するのは被害者の視点です。したがって、警察と検事の裁量の余地は狭められます。これに対して、フランスでは検事に決定権が与えられ、被害者の同意は求められません。また、適用される法律もテクニカルなものになりがちです。たとえば、人種差別発言の審理に適用されるのは報道法なのですが、これはメディアの「表現の自由」の保障を目的とした法律なので、人種差別発言の被害者には不利に働く傾向があります。一方、政治的要因としては、刑事政策において国や地域によって異なる優先順位

が設けられていることが挙げられます。つまり、特定のカテゴリーの案件はプライオリティを与えられるのに対して、他のカテゴリーのものは重要度の低い副次的な案件として扱われます。たとえば、(人種差別に関する案件よりも) ドメスティック・バイオレンスや道路交通法違反が重点的に取り締まられることがあります。さらに一般論として、人種差別などの「違反行為」はつねに副次的なものとして扱われる傾向があります。

検事の判断は、組織上および実際上の要因にも左右されます。これは裁判所の物理的な制約に深く関係します。たとえば、聞き取り調査を通じて、ある検事からこんな話を耳にしました。彼が管轄するエリアでは、毎年4万件の刑事告訴があり、そのうちの1万件は証拠の裏付けが十分にあり、訴追可能でした。しかし、裁判所の人材不足やスケジュールなどを考慮すると、それらの1万件をすべて訴追することは物理的に不可能でした。その裁判所が扱えるのは、年間3000件が精一杯だということです。したがって、残りの7000件に関しては、訴追可能であるにもかかわらず、実際には訴追されないのが実態でした。

このような組織上の制約があるため、裁判所としては取り扱う案件に優先順位を付けざるをえません。そこで、「最重要」とみなされた案件のみが訴追され、残りは打ち切られるのです。とくに、侮辱や差別といった人種差別関連の案件は、より重要性

が低い案件として打ち切られる傾向があります。一方、人種差別的な暴力や警察官への暴言などは大きく問題視され、比較的に高い割合で訴追されます。このことが(後述する)判決結果のバイアスをもたらす一因となっているのです。実際上のもう一つの要因は、判決の見通しが検事たちに及ぼす影響です。一般に検事は刑事裁判所のメカニズムや勝訴の基準などを熟知しています。彼らにとっては、犯罪には勝訴しやすいケースと、訴追するだけ時間のムダと思われる「ラビッシュ・クライム(ゴミのような犯罪)」が存在するのです。人種差別関連の案件は、目撃証人がおらず、しばしば立証することも困難であるため、無価値な案件として処理されがちなのです。

また、検事の判断は人種差別に関する職業的バイアスにも左右されます。他のすべての事件にも当てはまることですが、ある行為が人種差別として認定されるには、被害者の証言だけでは十分ではなく、加害者の動機を立証する必要があります。しかし、加害者が動機をはっきりと言葉にしないかぎり、立証することは困難です。たとえ被害者が人種差別を受けたと解釈したとしても、容疑者の露骨な差別発言がなければ、結局、棄却されてしまいます。このような司法のビジョンを、私は「レイシズム理解の理念型(un ideal-type de la situation raciste)」と呼んでいます。一般に司法の場では、人種差別とは人種イデオロギーに駆られた個人による攻撃だと認識されています。そこ

で想定されているのは、ネオナチ団体に属する個人が、はじめて出会った見ず知らずのマイノリティを、突然「理由もなく」攻撃するようなケースです。しかし、人種イデオロギーにもとづくこのような攻撃は、実際のところ極めて稀です。むしろ大半の事件は、際だったイデオロギー的な動機を伴わない「日常のレイシズム」として行使されているのです。

このような現実離れしたレイシズム認識にもとづいて判断が行われるため、司法プロセスを通じて多くの案件が棄却されていきます。たとえば、騒音などの「過去のトラブル」が加害者との間にあったことが判明すると、捜査が打ち切られる可能性が高まります。その場合、人種差別というよりも、いがみ合う住民間のトラブルとして処理される傾向があるからです。また、被害者が加害者を「挑発」したとみなされた場合も同様です。たとえば、被害者が何らかの理由で加害者を怒らせ、人種差別的な暴言を浴びた場合なども、差別とはみなされない傾向があります。また、被害者が別件で容疑をかけられていることが判明した場合も同様です。いわば「レイシズム理解の理念型」から演繹される「あるべき被害者像 (la bonne victime)」が存在するのです。司法関係者にとって、レイシズムの被害者は「純粹無垢」で、非の打ち所がなく、加害者との間にいかなるトラブルもあってはなりません。さらに、加害者を決して「挑発」せず、過去に犯罪歴があってもなりま

せん。これらのハードルをすべてクリアして初めて、人種差別の被害者として司法に認定してもらえる可能性が拓けるのです。

検事の判断に影響を与える、もう一つの要因は、**人種差別を受ける集団に関わります**。ユダヤ人差別の案件が訴追される確率は、他の差別の39倍です。一方、ムスリム差別の案件は他の案件の8倍です。これらのデータは人種差別の処罰をめぐる暗黙のヒエラルキーが存在することを示唆しています。そこでは、ユダヤ人差別やムスリム差別の案件が上位を占めるのに対し、他のレイシズムのタイプ、特にマグレブ系差別や黒人差別などは下位にとどまっています。これは、政府の度重なる指令を受けて、検事たちが反ユダヤ主義の取り締まりに力を注いでいることを反映する同時に、政府へのロビー活動を通じて、反ユダヤ主義の取り締まりを国の優先事項に押し上げることに成功した、ユダヤ系反差別団体の力を反映しているともいえるでしょう。

検事の判断を左右する最後の要因は、**人種差別事件の当事者のプロフィール**です。有罪判決を受けた事件の当事者の性別、年齢、出自、犯罪歴といった変数を見ていくと、司法に認定されやすい特定の人物像が浮かび上がってきます。つまり、司法がイメージする「あるべき被害者像」と「あるべき加害者像 (le bon mis en cause)」が存在することが見えてくるのです。

まず認定被害者のプロフィールから見て

いしましょう。人種差別の被害者として認定された人々をみていくと、年齢よりも、性別が重要な変数となっていることがわかります（被害者の 57.3%、加害者の 63.2% が男性であり、被害者／加害者ともに男性が大きな割合を占めていることがわかります）。人種差別の被害者として認定される確率は、一般に女性よりも男性の方が高まる傾向があります。次に、被害者の社会階級も重要な変数となっています。上流階級に属するほど、人種差別の被害者として認定される確率は上がります。被害者のエスニシティも司法の裁量権を左右する要因の一つです。たいへん皮肉なことですが、アラブ人や黒人の場合、被害者として認定される確率は白人フランス人よりも下がります。このように司法の裁量権は、女性、底辺層、そして人種マイノリティに不利に作用し、司法における不平等な扱いを再生産する結果をもたらしています。検事たちが被害者に対して抱いているセクシズム、階級蔑視、レイシズムなどが彼らの判断に影響を及ぼし、その結果、「上流階級に属する白人男性」こそ、最も人種差別の被害者として認定されやすいという、現実離れた帰結がもたらされているのです。

つぎに、認定加害者のプロフィールを見ていしましょう。加害者の認定に関しては、性別が司法判断を左右する大きな要因となっています。容疑者が有罪となる確率は、一般に女性よりも男性の方が高まる傾向があります。このようなジェンダー格差の存

在は驚くべきことではありません。なぜなら、司法プロセスにおいて性別に応じて異なる対応がなされていることは、先行研究を通じて広く知られているからです。とくに、（出産という）生物学的再生産の役割を負わされる女性は、男性に比べて訴追され、有罪となる可能性が低いことが知られています。

加害者の年齢も重要な変数の一つです。一般に人種差別で有罪となる確率は、若年層ほど高まり、高齢者ほど下がります。とりわけ 60 歳以上の場合、有罪となる確率は顕著に下がります。ある意味で、司法制度は年配者に寛容だと言えるかもしれません。

また、社会階級も重要な変数の一つです。上流階級の加害者は、下層階級や中流階級の人々に比べて訴追される確率が下がります。つまり、容疑者の階級が上昇するほど、訴追され、有罪となる可能性は下がるのです。これはフランス司法に関する長年の研究蓄積の結果とも符合します。

もう一つの重要な変数は、加害者の犯罪歴です。人種差別が処罰される確率は、加害者に一つ以上の犯罪歴がある場合、犯罪歴がない場合の 13 倍に跳ね上がります。これは、司法制度のメカニズムの一般的傾向を反映するものです。検事たちはすでに別件で有罪となった人々に対して、より厳しい判決を下す傾向があります。言い換えると、すでに逸脱者として司法にマークされている容疑者は、人種差別主義者として

断罪されやすくなります。「あるべき被害者像」に対して「あるべき加害者像」が存在するのです。

最後に、加害者の認定を左右するもう一つの要因として挙げられるのが、加害者のエスニシティです。司法手続きのあらゆる段階で、人口比に対してマイノリティが占める割合が高いのが現実です。実際、認定加害者全体に占めるエスニシティの割合を見ていくと、白人フランス人 48.7%、ヨーロッパ系外国人 15.3%、アラブ人 24.5%、黒人 4.6%となります。また、ほぼ同様の割合が、告訴、起訴、判決の段階で窺えます。言い換えると、容疑者の 64%が白人、30.8%が非白人となっているのです。これは「白人加害者」対「非白人被害者」といった常識的なイメージを覆すデータですが、これには複数の理由があります。人種差別事件の一部がマイノリティ集団間、あるいは同じマイノリティ集団内で起きていることも関係しますが、より重要な問題としては、反差別法の運用上のバイアスが挙げられます。具体的には、容疑者の 8.1%（事件全体の 10.6%）が「白人差別」で訴えられていること、また反差別法の運用が司法制度の一般法則ともいえる「制度的レイシズム」を免れていないことが挙げられます。一般に警察や司法はマイノリティを集中的に取り締まる傾向があります。こうして、エスニシティに基づく差別的な扱いを受けることにより、フランスの警察署や裁判所、監獄において、マイノリティ集団が際立っ

て高い比率を占める結果がもたされているのです。

こうして最終的に、刑事裁判所に書類送検された案件の約 50%が処罰に至るのですが、これは 88 万 4 千人の被害者のうちの 3712 人にとどまります。つまり、人種差別発言の被害者全体の 0.42%しか勝訴できないことを意味します。しかも、その中には「白人差別」の案件も含まれているのです。これらの数字は、人種差別を禁ずる法律が存在するにもかかわらず、現実にはいかに人種差別が処罰されず、放置されているかを物語るものです。そして、その大きな原因となっているのが、人種差別関連の案件をふるいにかける、警察と司法による「フィルター効果」なのです。

人種差別撤廃条約の締結以降、欧州ではレイシズムを処罰するための法整備が進められてきました。しかし法制度があっても、その運用においては警察と司法のバイアス、すなわち「制度的レイシズム」が大きな影響を及ぼしており、実に 99% 以上の人種差別事件は処罰されないという実態があることを、本報告ではデータにもとづいて示しました。つまり反差別法の制定だけでは、レイシズムを罰することはできないことが明らかになったのです。しかし、このことは反差別法が不要であることを意味するわけではありません。反差別法のより公正な運用のために、どのような取り組みを行う必要があるのかという新たな課題が私たちに突きつけられているのです。

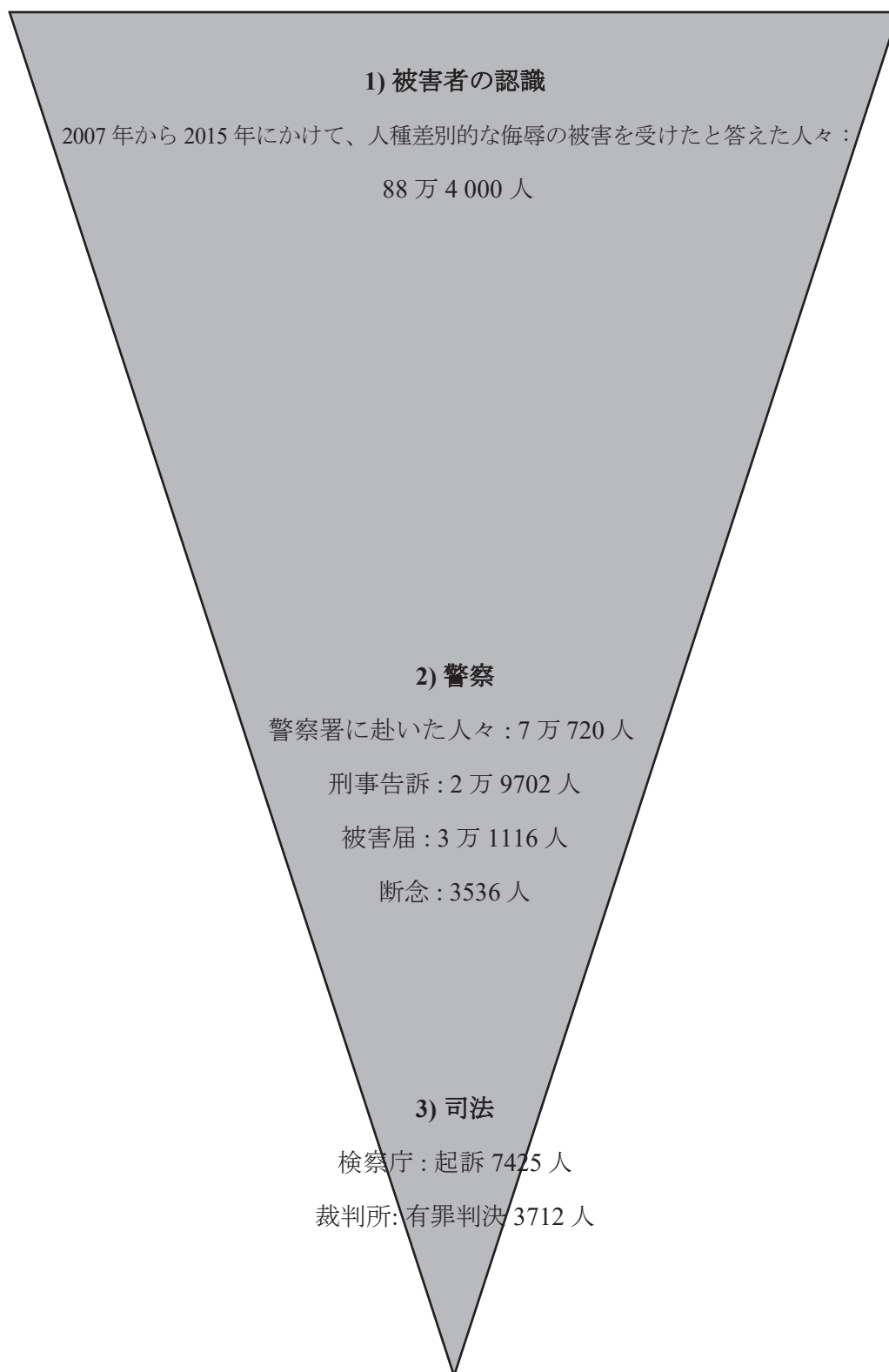


図1：警察と司法によるフィルター効果

特記

本稿は 2024 年 4 月 24 日に開催された講演会の記録である。

注

- 1 INSEE の調査「生活環境とセキュリティ」は、フランス領土に居住する 14 歳以上の人口に対して実施されたものである。2007 年から 2015 年にかけての年間平均数は 5094 万 3548 人に及ぶ。
- 2 司法の対応に関する詳細な分析については、本講演のベースとなった以下の文献を参照のこと。

参考文献

Abdellali Hajjat, Narguesse Keyhani, and Cécile Rodrigues, 2019, “(Un)Confirmed Racist Offences: A Sociological Perspective on the Judicial Treatment of Racist Hate Crimes in Three Criminal Courts,” *Revue Francaise de Science Politique*, 69(3): 407–38.

著者について

アブデラリ・アジャット

ブリュッセル自由大学哲学社会科学部教員、GERME（民族関係・移民・平等研究ユニット）研究員。2009 年フランス社会科学高等研究院 (EHESS) で社会学博士号を取得後、2010-2019 年パリ大学ナンテール校政治社会学部准教授。エジンバラ大学人文学先端研究所フェローなどを経て、2019 年より現職。HERICOL 研究プロジェ

クト（ベルギーの植民地遺産）の主任研究者、フランス語での初の人種研究学術誌 *Marronnages: Race and Social Sciences* の共同設立者。

主著に『国民アイデンティティの境界』（2012, *Les Frontières de l'identité Nationale: L'injonction à l'assimilation en France métropolitaine et coloniale*. Paris: La Découverte）、『フランスの呪われた者：1983 年平等と反レイシズムの行進』（2022. *The Wretched of France: The 1983 March for Equality and Against Racism*. Translated by Andrew Brown. Bloomington: Indiana University Press）、『フランスのイスラモフォビア』（with Marwan Mohammed. 2023. *Islamophobia in France: The Construction of The “Muslim Problem.”* Translated by Steve Garner. Sociology of Race and Ethnicity. Athens, GA: University of Georgia Press）など。その他、共著、編著、論文など多数。業績の詳細は個人ウェブサイト（<https://hajjat.ulb.be/en/home/>）参照。